

万一、事故が発生した場合

〈万一、事故が発生した場合の手続き〉

- 万一事故が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

〈示談にあたって〉

- タフビズ建設業総合保険には、保険契約者または被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故にかかわる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

あんしん24
受付センター






事故の
場合は

事故が発生した場合は、
ご契約の代理店・扱者または
右記までご連絡ください。

0120-985024 (携帯電話・PHSからも
ご利用いただけます) 365日・24時間受付
※おかけ間違いにご注意ください。

“TOUGH Biz(タフビズ)”シリーズ商品ラインアップのご案内

タフな安心を、ビジネスに。

 建設業総合保険 建設業で起こるさまざまなリスクを総合的に補償します。	 賠償総合保険 事業活動にかかわるさまざまな賠償リスクを補償します。	 運送業総合保険 運送業で起こるさまざまなリスクを総合的に補償します。	 物流総合保険 原材料から製品・商品まで輸送中・保管中・販売中を包括的に補償します。	 事業用自動車総合保険 ビジネスシーンに応じた補償と充実したサービスで、お車にかかわるリスクから貴社をしっかりと守ります。	 事業活動総合保険 建物などの補償に加え、事故や災害による休業時の補償や思わぬ事故での賠償リスクを補償します。	 役員員傷害保険 役員の方が就業中の事故によって被ったケガなどを補償します。
---	---	--	---	---	--	---

“TOUGH Biz”シリーズ商品の詳細は当社ホームページからご確認いただけます。▶▶▶ あいおいニッセイ同和損保 検索

(注)代理店・扱者により、上記商品をお取扱していない場合がございます。

ご注意いただきたいこと

保険料の確定精算について

この保険契約は保険期間中の見込みの完成工事高、売上高または派遣料金(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)を基に算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額をご精算(確定精算)いただく契約方式(以下「確定精算方式」といいます)と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式のいずれかをご選択いただけます。確定精算を省略する方式を選択(「保険料確定特約」をセット)された場合には、以下の点にご注意ください。

- ・この特約をセットしたご契約の場合、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料を払い込みいただけます。(注1)ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- ・保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- ・保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- ・保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
- ・保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。(注2)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。
- ・ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算は行わず、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

- このパンフレットは「タフビズ建設業総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特別約款・特約集をご用意しておりますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込みいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合がございます)。ご契約の手続きが完了した後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、当社までご連絡ください。
- 「タフビズ建設業総合保険」は「事業所・団体包括特別約款、建設業総合賠償責任補償特約セット賠償責任保険」のペットネームです。

- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・保険契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)などの業務を行っております。したがって、当社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、当社と直接ご契約いただいたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101(大代表)
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

(130701) (2013年4月承認) GA13C010140 (34-152)

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP



建設業をとりまく

さまざまなリスクに備えたい方に

事業用

事業所・団体包括特別約款、建設業総合賠償責任補償特約セット賠償責任保険

平成25年10月以降 保険始期用



建設業総合保険



建設業で起こる

さまざまなリスクを総合的に補償します。

1証券で総合補償

建設業をとりまくさまざまなリスクにひとつの保険で対応します。
損害賠償の補償に加え、
傷害・物損害等、必要な補償をトータルに備えられます!

工事・作業の
遂行に関連する
賠償責任の補償

施設や
設備等に
関連する
賠償責任の補償

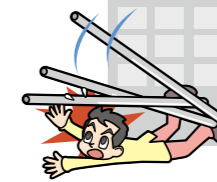
工事・作業の
結果や
生産物に
関連する
賠償責任の補償

傷害
(業務上災害)

物損害

工事・作業の遂行

工事現場から、建設資材が落下して
通行人にケガをさせてしまった。



施設・設備等

資材置場の資材が崩れ、
遊んでいた
子供がケガをした。



工事・作業の結果・生産物

工事の欠陥により
ガス漏れ事故が発生し、
住民が中毒になって
しまった。



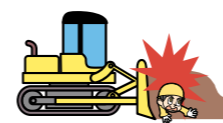
基本
契約

損害賠償金 +

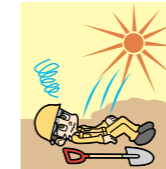
- 損害防止費用
- 権利保全行使費用
- 緊急措置費用
- 協力費用
- 争訟費用
- 被害者治療費等
- 初期対応費用
- 訴訟対応費用
- など

傷害 (業務上災害)

工事現場で
ブルドーザの
下敷きになり
従業員が死亡した。



炎天下で
作業したため、
従業員が熱中症
にかかった。



オプション

物損害

建築中の住宅で
火災が発生し
全焼した。



本社倉庫が
盗難にあい、
工事用の資材が
盗まれた。



企業経営者の強い味方「経営セカンドオピニオン」がお役に立ちます!



お電話ください。
頼れるサービス!
“経営の困った”に
スピーディに
対応します。

法律
のご相談

税務
のご相談

人事労務
のご相談

に専門スタッフが電話でアドバイスします

- ・ご利用時間: 平日13~17時(土日祝日、12/25~1/5を除きます)
- ・サービスをご利用いただける方は、保険契約者(法人の場合はその法人の代表者)となります。



- ・保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ・サービスのご利用は、保険期間中メニュー(項目)ごとにそれぞれ5回までとなります。
- ・既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。
- ・サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ・サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

左記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「経営セカンドオピニオンサービスガイド」でご確認ください。

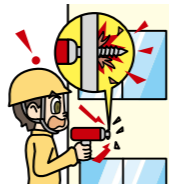
「賠償責任」が発生したときの補償

基本契約

工事・作業の遂行に関連する賠償責任の補償

■ 作業を行う対象物に発生した損害^{※1} (管理財物損壊補償)

ビルの外壁の一部を補修中、工事対象の壁面の内壁を破損した。



■ 借用している財物等の損害 (借用財物損壊補償^{*})

〈作業場内・作業区間内・施設内に限ります〉

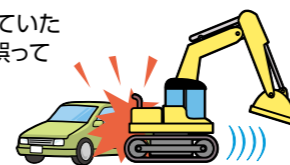
工事に使用するためリース会社から借りていたパワーショベルを破損した。



■ 工作車に起因する事故 (工作車危険補償)

〈作業場内・作業区間内・施設内に限ります〉

工事現場で使用していたパワーショベルで誤って駐車中の車を破損させた。^{※2}



■ 人格権の侵害(人格権侵害補償^{*})

工事現場で不審者を資材泥棒と誤認して拘束したが、その事実はなく、本人から人格権侵害で訴えられた。



■ 他人の財物の使用不能による損害(使用不能損害拡張補償^{*})

店舗の外装工事中に誤って電源を備には損傷はなかったが、店舗が儀なくされ、経済的損失を被った。



施設や設備等に関連する賠償責任の補償

■ 給排水管等からの水漏れ等による財物の損壊 (漏水補償)

配管から水漏れが発生し、階下の他人の店舗を汚損させた。



■ 生産物の回収費用 (リコール費用補償^{*})

欠陥のある建設用資材を販売してしまい、工事現場で使用した複数のユーザーの従業員がケガをしたため、製品回収を行った。



■ 生産物・仕事の目的物自体の損壊 (生産物・仕事の目的物損壊補償^{*})

ガス管設置工事に欠陥があり、ガス漏れによる爆発事故が発生、負傷した被害者から、治療費を請求されると共に、ガス管そのものの損害賠償も請求された。



工事・作業の結果や生産物に関連する賠償責任の補償

^{※1} 被保険者に支給された資材、機材、商品等の財物はお支払いの対象となりません。^{※2} 自賠責保険・自動車保険等で補償されるべき額の超過分のみがお支払対象となります。^{※3} 対物事故は生産物・仕事の目的物以外の他人の財物が損壊した場合に限りです。^{*}のついた補償は基本契約の損害賠償金とは支払限度額が異なります。詳細はP9以降補償内容の詳細をご確認ください。

対人・対物事故^{※3}により法律上の損害賠償責任を負担した場合には限りです。

このような賠償責任も補償します。

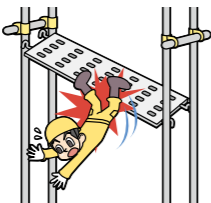
(別に定める保険料を払い込みいただくことでセットできる特約です)

補償内容の詳細は 13 ページ 4

オプション

☑ 使用者賠償責任補償特約

労災事故による従業員(被用者)や遺族の方に対する賠償損害を補償します。^{※4}



☑ 派遣労働者追加補償特約

(使用者賠償責任補償特約にセット可能)

派遣労働者(労働者派遣契約により貴社が受け入れている労働者をいいます)を被用者に追加し、派遣労働者の労災事故により、貴社が負担する賠償損害も補償します。^{※4}

^{※4} 政府労災保険等の給付が決定された場合に限りです。

オプション

☑ 拡張補償増額特約

この特約をセットすることにより、人格権侵害補償、使用不能損害拡張補償、初期対応費用補償、訴訟対応費用補償の支払限度額を増額できます。

事故発生の際に適切な対応を行うための費用、訴訟・和解・示談などの対応の費用をお支払いします。

事故発生の際に適切な対応を行うために

■ 損害防止費用^{※5} ■ 権利保全行使費用^{※5}

事故被害の拡大防止にかかった費用等



■ 緊急措置費用^{※5}

ケガ人の応急手当をしたとき等



■ 被害者治療費等補償^{※5}

被害者の治療費を負担したとき等



■ 初期対応費用補償^{※5}

事故現場の後片づけをしたとき等



訴訟・和解・示談などの対応に

■ 争訟費用^{※5}

訴訟にかかった費用等



■ 協力費用^{※5}

当社に協力するためにかかった費用等



■ 訴訟対応費用補償^{※5}

書類の作成など、訴訟に関する諸費用等



(注)上記の費用は基本契約の損害賠償金とお支払方法や支払限度額が異なります。詳細はP9以降補償内容の詳細をご確認ください。

解決に向けて

治療費や修理代、慰謝料などの損害賠償金



^{※5} 結果として法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。

補償もセットできます。



用語のご説明

1 法律上の損害賠償責任

故意・過失などによって他人に損害を与えた場合、加害者は被害者に対してその損害を補償しなければなりません。これを法律上の損害賠償責任といいます。主なものに、加害者の不法行為に基づく賠償責任と債務不履行に基づく賠償責任があります。なお、故意による損害は、保険金のお支払いの対象にはなりませんのでご注意ください。

2 支払限度額

当社が支払う保険金の限度額となります。損害賠償金や費用^{※6}の額が支払限度額を超える場合には、超過分は被保険者の自己負担となりますのでご注意ください。

^{※6} 損害防止費用・権利保全行使費用および緊急措置費用をいいます。なお、協力費用と争訟費用は1事故支払限度額とは別にお支払いします。

「傷害(業務上災害)」「物損害」の補償

(注)「傷害(業務上災害)の補償」「物損害の補償」の保険料は、「基本契約(賠償責任)」の保険料に含まれておりません。別に定める特約保険料がそれぞれ必要となります。

傷害(業務上災害)の補償

ご提出いただく書類 法定外補償規定③のコピー。ただし、継続契約の場合は、法定外補償規定の変更がなければご提出は不要ですが、提出年度より5年を経過した場合は、再度ご提出いただけます。

建設業者災害補償特約

記名被保険者④の役員・従業員または下請負人(補償対象者)が業務に従事している間に、ケガや業務上疾病を被り、貴社が法定外補償規定に基づき補償金を支払うことによって被る損害を補償します。

Case 次のような事故の場合に保険金をお支払いします。

業務従事中の事故



炎天下で作業したため、従業員が熱中症にかかった。



業務上災害により従業員が死亡し、葬儀費用を支払った。

通勤中の事故



従業員が通勤中の交通事故によりケガをした。

お支払いする保険金 お支払いする保険金のパターンをA～Fからお選びください。

	A	B	C	D	E	F
死亡補償保険金	○	○	○	○	○	○
後遺障害補償保険金	○	○	○	○	○	○
入院補償保険金	○	○	○	○	○	×
手術補償保険金	○	○	○	○	○	×
通院補償保険金	○	○	×	○	×	×
事業主費用補償保険金※1	○	○	○	×	×	×
入院一時金補償保険金※2	○	×	×	×	×	×

※1 補償対象者が業務上のケガ等により死亡または後遺障害を被った場合に、貴社が負担する葬儀費用・香典等の葬儀に関する費用、捜索・移送費用等の救護者費用、補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用に対して、保険金をお支払いします。

※2 補償対象者が業務上のケガ等により、入院補償保険金が支払われ、かつ実際に入院した日数が2日以上の場合にお支払いします。

補償内容の詳細は 15 ページ⑤

傷害医療費用補償特約

業務上のケガ等により、補償対象者が医師の治療を受けた際に実際に負担した治療費用等(労働者災害補償制度等の自己負担分や差額ベッド代等)を補償します。なお、入院時の療養の給付とあわせて受けた食事療養または生活療養については、食事の提供に要する費用に限りです。
(注1)公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用することが、前提となります。ただし、役員・個人事業主が、役員として業務従事中にケガ等を被り、公的医療保険制度または労働者災害補償制度で給付対象とならない場合を除きます。

お支払いする保険金

①から③のいずれかに該当する費用で当社の同意を得て支払う金額の総額-④の免責金額

補償対象者1名および1回の事故につき、傷害医療費用保険金額が限度となります。また法定外補償規定に定める金額が限度となります。

- ① 病院等に支払った公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代、入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養または生活療養に要する費用のうち食事の提供に要する費用、その他病院等に支払った費用
- ② 入院、転院または退院のために必要な移送費および交通費
- ③ 医師の指示により行った治療に関する費用、医師の指示により購入した治療にかかわる薬剤、治療材料、医療器具に関する費用等
- ④ 次のいずれかに該当する給付等がある場合は、その額(免責金額)を差し引いて保険金をお支払いします。
 - ・公的医療保険制度または労働者災害補償制度により、補償対象者に対して行われる治療に関する給付
 - ・補償対象者または記名被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金
 - ・補償対象者または記名被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付(他の保険契約等からの給付は含みません)

(注2)ケガ等を被った日から365日経過後の費用はお支払いの対象とはなりません。

補償内容の詳細は 15 ページ⑥

休業補償特約

業務上のケガ等により、補償対象者が就業不能となった場合に法定外補償規定に基づいて補償金を支払うことによって被る損害を補償します。

お支払いする保険金

休業補償保険金日額
×(就業不能期間
-補償されない期間
(免責期間))

法定外補償規定に定める金額が限度となります。

補償内容の詳細は 15 ページ⑦

物損害の補償

物損害の補償は、引受けを行う保険の対象が右記の場合にそれぞれの特約で引受けを行います。

工事物損害補償特約

建設工事・組立工事・土木工事などの工事種類を問わず、不測かつ突発的な事故により、対象工事の目的物など保険の対象(補償されるもの)について発生した損害を補償します。

●保険の対象が、対象工事ごとに下記①～③にある間に補償します。

- ① 対象工事の工事現場
- ② 工事現場から離れて設置される対象工事専用の工事事用仮設建物、資材置場または倉庫
- ③ 上記①②の場所への輸送の目的をもって陸上輸送用具へ積込みを開始した時から上記①②の場所へ荷卸しを完了するまでの陸上輸送中

Case 次のような事故の場合に保険金をお支払いします。



建築中の住宅で火災が発生し全焼した。



工事現場内資材置場に保管していた工事事用資材が盗まれた。



大雨の影響で土砂崩れが発生し、建設中の道路が損壊した。



交通事故により、陸上輸送中の工事事用資材が破損した。

以下の保険金をお支払いします。
●損害保険金 ●残存物取片づけ費用保険金 ●臨時費用保険金 ●代替建物賃借費用保険金

補償内容の詳細は 17 18 ページ⑨

「工事物損害補償特約」をご加入の方は、次のオプション補償範囲を拡大することができます。(別に定める特約保険料を)

工事事用仮設備・工事事用機械器具補償特約

工事物損害補償特約では補償されない、工事現場内の工事事用機械器具や工事事用仮設備などの保険の対象(補償されるもの)について、不測かつ突発的な事故により発生した損害を補償します。

●保険の対象が工事事目的物⑤等の場合
……工事物損害補償特約

●保険の対象が設備・什器・備品の場合……財産補償特約
●保険の対象が資材の場合……財産補償特約

「設備・什器・備品一式」と「資材一式」に分けて引き受けいたします。

「工事物損害補償特約」をご加入の方は、次のオプション補償範囲を拡大することができます。払い込みいただくことでセットできる特約です。

メンテナンス期間に関する特約

請負契約書の定めにより、工事の目的物の引渡後メンテナンス期間中に、貴社(建設業者の皆さま)が負うべき保証責任のうち、下記不測かつ突発的な事故により、対象工事の目的物など保険の対象に発生した損害を補償します。

- 貴社が、工事請負契約書に従って行う修補作業の拙劣または過失による事故
- 引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥による事故

湧水の止水・排水費用補償特約

対象工事の基礎工事または掘削工事に起因して湧水が発生した場合に、湧水の止水または排水のために支出した費用を補償します。

補償内容の詳細は 18 ページ⑩ 19 ページ⑪⑫

財産補償特約

不測かつ突発的な事故により、記名被保険者が所有または使用している施設内にある保険の対象に発生した損害を補償します。保険の対象を次の2つのうちいずれか、または両方をお選びいただけます。

設備・什器・備品一式	資材一式
記名被保険者が所有する設備・什器・備品等 (注)現場事務所、宿舍、倉庫等工事事用仮設建物内に収容中を除きます。これらを補償する場合は、工事物損害補償特約にご加入ください。	記名被保険者が所有または工事に使用するために管理する資材等 (注)対象工事現場や対象工事専用資材置場等にある間およびそれらの場所への陸上輸送中にある場合を除きます。これらを補償する場合は、工事物損害補償特約にご加入ください。

Case 次のような事故の場合に保険金をお支払いします。



本社ビルから火災が発生し、什器・備品が焼失した。



本社ビルの事務所内にあるプリンターが盗まれた。



本社倉庫が盗難にあい、工事事用資材が盗まれた。

以下の保険金をお支払いします。
●損害保険金 ●残存物取片づけ費用保険金 ●臨時費用保険金 ●修理付帯費用保険金

補償内容の詳細は 21 ページ⑬



3 法定外補償規定

被保険者が被用者に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行う旨を定めているものをいい、下記のすべての要件を満たしているものをいいます。また、労働協約、就業規則、告示、内規等形式および名称を問いません。

- ア.対象とする被用者の範囲を明示していること
- イ.対象とする労働災害の範囲、給付対象とする身体の障害の範囲および給付金額を明示していること
- ウ.被用者に公表および周知されていること
- エ.当社の求めに応じ規定のコピーを提出できること

4 記名被保険者

記名被保険者とは、保険証券および申込書の記名被保険者欄に記載された被保険者(補償の対象となる方)をいいます。

5 工事事目的物

新たに建築・設置・取付・交換等を行う「物」そのもの、請負契約書に記載された発注者に引き渡されるべき工事事目的物で請負金額に含まれているものをいいます。したがって、設置作業に伴い、既存の建物の一部(屋根・壁・床・天井等)にも作業を加えるとしても、その屋根・壁・床・天井等は工事事目的物には含まれません。屋根・壁・床・天井等の既存建物部分、工事事目的物ではなく作業対象物として、基本契約(賠償責任)「管理財物損壊補償」で補償されます。

保険料について ご契約にあたって

割引制度をご利用いただくと、保険料がおトクになります。

自動車の安全管理および自動車保険の良好な リスク状況に対して適用される割引



優良フリート割引

10%・5%

記名被保険者が、10台以上のお車を契約されている自動車保険のフリート契約者で、当社で定める自動車安全管理状況がすべて良好な場合に、タフビズ建設業総合保険の契約締結日時点で適用されているフリート契約の優良割引率^{*1}に応じて割引を適用します。

^{*1} フリート契約の優良割引率が20%以上の場合に5%、40%以上の場合に10%の割引を適用します。

ご提出いただく書類 当社所定の告知書

優良ノンフリート多数割引

5%

記名被保険者が、2台以上のお車を1保険証券で契約し、自動車保険のノンフリート多数割引が適用されている保険契約者で、当社で定める自動車安全管理状況がすべて良好であり、かつ、タフビズ建設業総合保険の契約締結日時点で全車が7等級以上^{*2}の場合に5%の割引を適用します。

^{*2} ご契約がタフビズ建設業総合保険の継続(2年目以降)契約で、直前のご契約期間中に新規取得した6等級の車両がある場合は、割引対象となります。

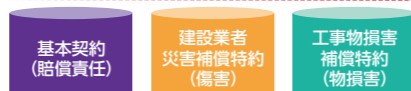
ご提出いただく書類 当社所定の告知書

ポイント

自動車保険の
保険会社を
問いません!

ポイント

オプション特約を含めた保険料に適用されます。

10%・5%


(注) 共済を除きます。

傷害(業務上災害)の補償において 補償対象者数に応じて適用される割引

**建設業者災害補償特約
傷害医療費用補償特約
休業補償特約**

補償対象者数割引

補償対象者数が20名以上の場合は、
補償対象者数に応じて割引を適用します。

業務上災害の事故状況等に応じて適用される割引

**使用者賠償責任
補償特約のみ**

1 法定外補償規定割引

法定外補償規定を定めている場合、
その死亡給付額に応じて割引を適用します。

ご提出いただく書類 法定外補償規定のコピー

2 無事故割引、政府労災収支率による割引^{*3}

政府労災保険において、1年間無事故のときや、
メリット収支率に応じて割引を適用します。

^{*1} 無事故割引 当社継続契約では前年度契約が無事故であった場合、初年度契約^{*4}および当社初年度契約^{*5}では政府労災保険の直近1年間が無事故であった場合、割引を適用します。

^{*2} 政府労災収支率による割引 初年度契約^{*4}では政府労災保険の保険年度におけるメリット収支率に応じて割引を適用します。

^{*3} 初年度契約^{*4}については、使用者賠償責任補償特約の保険料に応じて、無事故割引または政府労災収支率による割引のいずれかを適用します。

^{*4} 初年度契約とは保険契約始期前1か月以内に同一の記名被保険者による前年度契約(労働災害総合保険の使用者賠償責任条項を含みます)がない契約をいいます。

^{*5} 当社初年度契約とは保険期間を1年以上とする他社の前年度契約のある保険契約者が当社で初めてご契約いただく契約をいいます。

ご提出いただく書類 労災保険率決定通知書(継続事業用)または改定確定保険料決定通知書(有期事業用)のコピー

ご契約にあたってお読みいただきたいこと

(1) ご加入いただけるお客さまについて

次の条件をすべて満たす年間売上高30億円以下の建設業者のお客さまがご加入いただけます。

- 建設業の売上高割合が全売上高の80%以上を占めること
- 移動・解体・取壊し工事のみの専門業者でないこと

(2) 被保険者(補償の対象となる方)について

この保険の被保険者は、基本契約・各特約ごとに次のとおりとなります。

	特約	被保険者
賠償責任補償	基本契約(建設業総合賠償責任補償特約)	補償内容の詳細 1-1. 基本契約(賠償責任保険普通保険約款、事業所・団体包括特別約款、建設業総合賠償責任補償特約)の補償内容 保険金をお支払いする主な場合をご確認ください。
	使用者賠償責任補償特約・派遣労働者追加補償特約	記名被保険者
傷害補償	建設業者災害補償特約	
	傷害医療費用補償特約	
	休業補償特約	
物損害補償	工事物損害補償特約	記名被保険者およびすべての下請負人 保険の対象である工事の目的物または工所用材料の所有者が記名被保険者と異なる場合には、これらの物の所有者(発注者や元請業者等)
	工所用仮設備・工所用機械器具補償特約	記名被保険者およびすべての下請負人
	財産補償特約	記名被保険者

(3) 補償の対象となる工事および業務について

記名被保険者が日本国内で行う「すべての工事」もしくは「すべての工事および業務」が補償の対象となります。

(注) 一部対象とならない業務もありますのでご注意ください。

(4) 基本契約の「1事故支払限度額」「1事故免責金額」の設定について

1事故支払限度額	1事故免責金額
(対人事事故・対物事故共通) 5,000万円 1億円 3億円 5億円 P3~4の「基本契約」に記載のもので*の付されたもの以外およびP3の「使用者賠償責任補償特約・派遣労働者追加補償特約」は基本契約の1事故支払限度額と同額で設定されます。	なし 5万円 P3~4の「被害者治療費等補償」「初期対応費用補償」「訴訟対応費用補償」「人格権侵害補償」「使用不能損害拡張補償」「借用財物損壊補償」および「使用者賠償責任補償特約・派遣労働者追加補償特約」については、上記1事故免責金額の設定にかかわらず、「なし」となります。

(5) 保険期間(保険のご契約期間)について

保険期間は、1年間です。

(6) 傷害補償(建設業者災害補償特約、傷害医療費用補償特約、休業補償特約)の補償対象者について

次の①~③の補償対象者を包括してご契約いただけます。ただし、補償対象者を「①+②」、「②のみ」、「②+③」のいずれかから選択することも可能ですが、「①のみ」、「③のみ」とすることはできません。

① 役員・個人事業主本人	② 従業員	③ 下請負人
記名被保険者が法人の場合 役員(理事、取締役、監査役、これらに準じる者) 記名被保険者が個人事業主の場合 個人事業主本人	従業員(アルバイト・パートタイマー・臨時雇等を含みます) (注) 家族従事者を含みます。雇用関係のない派遣社員等は除きます。	●下請契約における下請負人(数次の請負による場合の請負人を含みます) ●下請負人の役員、従業員(アルバイト・パートタイマー・臨時雇等を含みます) (注) 雇用関係のない派遣社員等は除きます。

補償内容の詳細

1-2. 自動的にセットされる建設業総合賠償責任補償特約の補償内容

特約の主な概要は次のとおりです。

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
人格権侵害補償条項	■-1. 基本契約【保険金をお支払いする主な場合】に記載の偶然な事故が保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次のいづれかに該当する不当な行為(以下「不当行為」といいます)であった場合において、不当行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ・不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ・口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害	【お支払いの対象となる損害の範囲】 ■-1. 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 ■-1. 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①から④までについて支払うべき保険金の額は、1名および1事故についてその合算額とします。ただし、1名につき50万円、1事故および保険期間中について500万円を限度とします。 また、■-1. 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。	●被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます)に起因する損害 ●被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害 ●最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害 ●事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害 ●被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害 など
使用不能損害拡張補償条項	■-1. 基本契約【保険金をお支払いする主な場合】に記載の偶然な事故が、保険期間中に発生した他人の財物の損壊を伴わないその財物の使用不能であった場合において、その財物の使用不能により生じる他人の損害(以下「使用不能損害」といいます)について、その財物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、当社が保険金を支払うべき使用不能損害は、使用不能損害が発生した日からその日を含めて30日以内に生じた使用不能損害に限りします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 ■-1. 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1回の事故について■-1. 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の合算額とします。ただし、1事故および保険期間中について100万円を限度とします。	●使用不能損害の生じた財物について正当な権利を有する者が、使用不能の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害 ●被保険者が生産物または被保険者が行った仕事の結果に起因する事故について、次のいづれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①生産物または被保険者が行った仕事の目的物の使用不能に対する損害賠償責任 ②生産物または被保険者が行った仕事の目的物の不測かつ突発的な損壊を伴わずに発生した財物の使用不能に対する損害賠償責任 ●被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行遅滞その他債務不履行に起因して発生した財物の使用不能に対する損害。ただし、生産物または被保険者が行った仕事の目的物の不測かつ突発的な損壊を伴う場合を除きます。 など
被害者治療費等補償条項	■-1. 基本契約【保険金をお支払いする主な場合】に記載の偶然な事故が、保険期間中に発生した他人の身体の障害であった場合において、被保険者がその治療費等(治療費用、葬祭費用または見舞金・見舞品購入費用をいいます)を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、当社が保険金を支払うべき治療費等は、次のいづれにも該当する費用に限りします。 ・被保険者が、当社の同意を得て、被害者またはその遺族に対して支払った費用 ・被保険者が、事故が生じた日から1年以内に支出した費用 (注)治療費等のうち、■-1. 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①に規定する損害賠償金として負担した額または負担すべき額については、■-1. 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①の損害賠償金として支払うべき保険金に充当します。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 次の治療費等を負担することによって被る損害 ①治療費用 医師による治療を受けた場合の費用(移送、入院、手術、レントゲン費用等、医師による治療のために必要な費用を含みます)に限りします。ただし、■-1. 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の③に規定する費用を含みません。 ②葬祭費用 葬祭に要した費用をい、香典、花代等を含みません。 ③見舞金・見舞品購入費用 慣習として支出した見舞金(香典を含みます)または見舞品の購入費用 【お支払いする保険金の額】 被害者1名につき50万円を限度とします。そのうち見舞金・見舞品購入費用については10万円(うち見舞品の購入費用については3万円)を限度とします。ただし、1事故および保険期間中につき1,000万円を限度とします。	●治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。以下同様とします)の故意。ただし、その者が治療費等の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いできないのはその者が受け取るべき金額に限りします。 ●保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為 ●被害者の心神喪失 ●被害者の妊娠、出産、早産または流産 など
初期対応費用補償条項	普通保険約款および事業所・団体包括特別約款(これらにセットされる特約を含みます)の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 初期対応費用を負担することによって被る損害。初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいづれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限りします。 ①事故現場の保存費用(事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益を含みません) ②事故現場の写真撮影費用 ③事故状況調査・記録費用 ④事故原因調査費用(応急的に事故原因を調査する場合に限りします) ⑤事故現場の後片付け・清掃費用 ⑥被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 ⑦通信費 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中について50万円を限度とします。	●保険金をお支払いできない主な場合(共通)に同じ
訴訟対応費用補償条項	普通保険約款および事業所・団体包括特別約款(これらにセットされる特約を含みます)の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 訴訟対応費用を負担することによって被る損害。訴訟対応費用は、被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されたまたは申し立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した下記のいづれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限りします。 ①意見書または鑑定書作成のために必要な費用 ②外注コピーの費用 ③増設コピー機の賃借費用 ④事故等再現実験費用(事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用を含みません) ⑤相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用 ⑥被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用 ⑦被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中について50万円を限度とします。	■-1. 基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】に同じ

管理財物
損壊
補償条項

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
管理財物損壊補償条項	補償管理財物*の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 *補償管理財物とは、次の①または②に規定する財物で、次の③から⑥までに該当しない財物をいいます。 ①被保険者が所有する財物(所有権留付売買契約に基づいて購入した財物を含みます) ②被保険者が使用している財物 ③被保険者が他人から借用している財物(レンタル、リース等による財物を含みます) ④被保険者が他人から受託している財物 ⑤運送、荷役、搬去または移設の目的物 ⑥被保険者に支給された資材、機材、商品等の財物 ⑦建設業法第2条に規定する建設工事(28業種)およびこれらに類似の工事(以下「建設工事」といいます)において発注者に引き渡されるべき建設工事の目的物(以下「建設工事の目的物」といいます) ⑧被保険者が仕事を遂行するにあたり作業を行う対象物(建設工事の場合は、建設工事の目的物と一体として作業を行う部分を含みます) ⑨被保険者が仕事を遂行するにあたり現実かつ直接的に作業を行っている財物	【お支払いの対象となる損害の範囲】 ■-1. 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 ■-1. 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ	●保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害 ●被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する補償管理財物の損壊に起因する損害 ●作業の拙劣により生じた補償管理財物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。 ●補償管理財物の誤認、選択の誤り、取り違え等に起因する損害 など
借用財物損壊補償条項	借用財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 借用財物とは、作業場内(仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。以下同様とします)、作業区間内(仕事の遂行のために、仕事を行っている場所は不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。以下同様とします)および施設内において使用または管理する次のいづれかに該当する財物をいいます。 ①被保険者が他人から借用している財物(レンタル、リース等による財物を含み、不動産を除きます) ②被保険者が所有権留付売買契約に基づいて購入した財物	【お支払いの対象となる損害の範囲】 ■-1. 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中について1,000万円を限度とします。	●保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害 ●被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する借用財物の損壊に起因する損害 ●借用財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された借用財物の損壊 ●借用財物に対する修理または加工等の作業により生じた損壊 ●電気的または機械的な原因により生じた借用財物の損壊 ●汚損、すり傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外形上の損傷であって、借用財物の機能に直接関係のない損壊 ●電球等の電球類、潤滑油・燃料等の運転資材またはタイヤ等の消耗品に単独に生じた損壊 ●借用財物の使用不能 など
3 工作車危険補償条項	作業場内、作業区間内および施設内において、被保険者が所有、使用または管理する工作車(ダンプカーを含みません)に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、作業場外、作業区間外および施設外における公道走行中を除きます。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 ■-1. 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 ■-1. 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ (注1)工作車の自動車損害賠償保障法に基づく責任保険(責任共済を含みます。以下「自賠責保険等」といいます)の契約を締結すべき、もしくは締結しているとき、または自動車保険(自動車共済を含みます。以下「自動車保険等」といいます)の契約を締結しているときは、その損害の額がその自賠責保険等および自動車保険等により、支払われるべき金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金をお支払いします。 (注2)自賠責保険等および自動車保険等により支払われるべき金額の合算額または保険証券記載の免責金額(自己負担額)のいずれか大きい金額を免責金額(自己負担額)として■-1. 基本契約お支払いする保険金の額の規定を適用します。	●保険金をお支払いできない主な場合(共通)に同じ
リコール費用補償条項	保険期間中に発生した生産物または被保険者が行った仕事の目的物に起因する他人の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、記名被保険者が回収措置に要する費用を負担したことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (注1)記名被保険者が最初に回収措置に要する費用を支出した時以後3年以内に記名被保険者が被る損害に限りします。 (注2)記名被保険者以外の者が実施した回収措置について、その費用を記名被保険者に対して求償してきた場合に、記名被保険者が被る損害を含みます。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 回収措置を実施するうえで必要かつ有益な費用でかつその実施を目的とする次のいづれかに該当する費用を負担することによって被る損害 ・新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による広告費用 ・電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます) ・回収生産物等(回収措置の対象となる生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします)が否かまたは欠陥の有無について確認するための費用 ・回収生産物等の修理費用* ・代替品(回収生産物等と引換えに供給される生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします)の製造原価または仕入原価 ・回収生産物等と引換えに返還するその生産物または仕事の目的物の対価(記名被保険者の利益を差し引いた後の金額とします)* ・回収生産物等または代替品の輸送費用* ・回収生産物等の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用* ・回収措置の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ・回収措置の実施により生じる出張費および宿泊費等 ・回収生産物等の廃棄費用* ・回収措置の実施により生じる費用で当社の書面による同意を得たもの*	■-1. 基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】に同じ

ただし、次のものを含みません。

- ・他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ・回収生産物等またはその他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ・回収等の欠陥または技術の拙劣等により通常の回収措置の費用以上に要した費用
- ・正当な理由がなく、通常の回収措置の費用以上に要した費用
- ・回収措置に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収措置の費用以上に要した費用
- ・回収措置の対象に回収生産物等以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる上記*を付した費用
- ・日本国外に存在する生産物の回収措置に要した費用

【お支払いする保険金の額】

1回の事故について、損害の額から■-1. 基本契約の免責金額(自己負担額)を差し引いた額とします。ただし、1事故および保険期間中について300万円を限度とします。
(注) 保険金をお支払いした場合は、それ以降の【保険期間中の支払限度額】が減額されます。

補償内容の詳細

		保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
3	生産物・仕事の目的物損壊補償条項	生産物または被保険者が行った仕事の目的物に起因する他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、その生産物もしくは被保険者が行った仕事の目的物の損壊または使用不能(生産物もしくは被保険者が行った仕事の目的物の欠陥によるその生産物もしくは被保険者が行った仕事の目的物の他の部分の損壊または使用不能を含みます)に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ただし、他人の財物には、次のいずれかに該当する財物を含みません。 ・事故の原因となった生産物および被保険者が行った仕事の目的物 ・事故の原因となった完成品および製造・加工品	【お支払いの対象となる損害の範囲】 ■-1.基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1回の事故について、■-1.基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の合算額から■-1.基本契約の免責金額(自己負担額)を差し引いた額とします。ただし、1回の事故につき10万円が限度となります。ただし、1事故および保険期間中について■-1.基本契約の支払限度額の3%を限度とします。 (注)保険金をお支払いした場合は、それ以降の【保険期間中の支払限度額】が減額されます。	■-1.基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】に同じ
	来場者携帯品等補償条項	保険期間中に発生した、施設に入場した者の財物(被保険者が寄託を受けたか否かを問いません。以下「携帯品等」といいます)の施設内での損壊について、携帯品等につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 ■-1.基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1回の事故について■-1.基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の合算額から免責金額(自己負担額)3,000円を差し引いた額とします。ただし、1回の事故につき10万円が限度となります。なお、被害携帯品等が損壊した地および時におけるその携帯品等の価値を超えないものとします。	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外) ●被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任 ●被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する携帯品等の損壊に起因する損害賠償責任 ●携帯品等が自動車もしくは原動機付自転車またはこれらの物の積載物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ●携帯品等が治療、美容、飼育、育成等を目的として預かった動物または植物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ●施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による携帯品等の損壊に起因する損害賠償責任 ●施設外で生じた携帯品等の損壊に起因する損害賠償責任 ●携帯品等の使用不能に起因する損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます) ●寄託を受けた携帯品等が来場者に引き渡された後に発見された携帯品等の損壊に起因する損害賠償責任 ●寄託を受けた携帯品等に対する修理または加工の技術の拙劣または失敗による携帯品等の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、携帯品等の損壊が、修理または加工の技術の拙劣または失敗に起因する火災または爆発によって生じた場合を除きます。など
	施設修理等危険補償条項	施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 ■-1.基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 ■-1.基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ	●工事の請負人、下請負人またはこれらの者の使用人に対する損害賠償責任 など
	昇降機危険補償条項	施設に所在する被保険者が所有、使用または管理する昇降機(小荷物専用昇降機を除きます)に起因する偶然な事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 ■-1.基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 ■-1.基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ	●被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことによって生じた損害賠償責任 ●昇降機の設置、修理、改造、取外し等の工事について、これらの工事の請負人、下請負人またはこれらの者の使用人に対する損害賠償責任 など
	国外一時持出品補償条項	日本国外において発生した国外一時持出品に起因する■-1.基本契約【保険金をお支払いする主な場合】(2)生産物・業務の結果危険補償の①の事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 国外一時持出品とは、次のすべてに該当する生産物をいいます。 ①被保険者が日本国内において製造、販売または供給した財物 ②日本国外に所在している財物 ③被保険者以外の者が、日本国外におけるその財物の使用目的に従った一時的な使用を目的として、日本国内から持ち出した財物 ただし、国外一時持出品には、被保険者または被保険者以外の者により、日本国外での販売もしくは供給を目的として日本国内から持ち出された生産物(原材料、部品などに使用されている場合を含みます)を含みません。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 ■-1.基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 ■-1.基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ (注)保険金をお支払いした場合は、それ以降の【保険期間中の支払限度額】が減額されます。	被保険者に対する損害賠償請求が日本国外の裁判所に提起された場合 など
	不良完成品損害補償条項	完成品の損壊または使用不能について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 ■-1.基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 ■-1.基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ	●次のいずれにも該当する場合の損害 ①完成品を損壊することなく、生産物を完成品から取り外すことが可能であること。 ②生産物を完成品から取り外すことにより、生産物以外の部分の完成品が損壊していない状態となること。 ●被保険者が製造または販売した医薬品等が成分、原材料、添加物等として使用された完成品の損壊または使用不能について損害賠償責任を負担することによって被る損害 など
	不良製造品損害補償条項	製造・加工品の損壊または使用不能について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 ■-1.基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 ■-1.基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ	保険金をお支払いできない主な場合 ■-1.基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】に同じ

任意でセットできる特約と補償内容

別に定める保険料を払い込みいただくことによりセットできる主な特約とその概要は下記のとおりです。

(1)賠償責任に関する特約と補償内容

		保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合	
4	使用者賠償責任補償特約	(1)損害賠償金 被用者(記名被保険者の従業員、記名被保険者の下請負人およびその従業員、下請負人自身*の方をいいます)が業務上の事由または通勤により被った身体の障害(職業性疾患による場合を含みます)について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額(以下「損害賠償責任額」といいます)が、次の金額の合算額を超える場合に限り、その超過額(以下「正味損害賠償金額」といいます)を、賠償保険金として記名被保険者にお支払いします。 ①労災保険法等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません) ②自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 ③次のいずれかの金額 ア.記名被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、記名被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額 イ.記名被保険者が法定外補償規定を定めていない場合で、かつ、労働災害総合保険契約を締結しているときは、その労働災害総合保険契約の法定外補償条項により支払われる金額。ただし、同一の記名被保険者について他の保険契約等(労働災害総合保険契約の法定外補償条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます)が締結されている場合には、その保険契約等により支払われる保険金の金額を含みます。 ※下請負人自身については政府労災の特別加入者である場合に限り、(注)賠償保険金の支払は、労災保険法等によって給付が決定された場合に限るものとします。 (2)費用 身体の障害について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する■-1.基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の③、⑤および⑥の費用に対して、費用保険金として記名被保険者にお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 (1)賠償保険金 ■-1.基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ (2)費用保険金 記名被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する■-1.基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の③、⑤および⑥の損害	【お支払いする保険金の額】 (1)賠償保険金 1回の災害について、正味損害賠償金額とし、保険証券記載の支払限度額が限度となります。 (2)費用保険金 全額とします。ただし、■-1.基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の⑥については、正味損害賠償金額が保険証券記載の1回の災害に適用する支払限度額を超える場合は、1回の災害について、次の算式によって算出される額とします。 ■-1.基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の⑥の額 × 保険証券記載の支払限度額 ÷ 正味損害賠償金額	【次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害】 ●保険契約者もしくは記名被保険者またはこれらの事業場責任者の故意 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事または暴動 ●核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。以下同様とします)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 【次のいずれかに該当する身体の障害】 ●風土病による身体の障害 ●職業性疾患による身体の障害のうち、次のいずれかに起因する身体の障害 ①石棉または石棉を含む製品の発がん性その他の有害な特性 ②石棉の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性 【次のいずれかに該当する損害賠償金または費用】 ●記名被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ記名被保険者が負担しない損害賠償金または費用 ●記名被保険者が個人の場合には、その記名被保険者と同居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用 ●労働基準法による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金 ●労災保険法等によって給付を行った被保険者が費用の徴収をすることにより、記名被保険者が負担する金額 ●職業性疾患による身体の障害については、保険期間終了の日より3年経過後に被用者またはその遺族より、記名被保険者に対してなされた損害賠償請求または補償金請求 など
	派遣労働者追加補償特約	この特約をセットすることにより、被用者には、労働者派遣契約に基づき労働者派遣事業者から派遣され、記名被保険者をその派遣先とする派遣労働者を含むものとします。	費用補償条項の支払限度額を増額できます。		
	拡張補償増額特約	この特約をセットすることにより、建設業総合賠償責任補償特約で補償される人格権侵害補償条項、使用不能損害拡張補償条項、初期対応費用補償条項および訴訟対応			

補償内容の詳細

傷害(業務上災害)リスクに備えて

傷害補償に関する特約をセットする場合には、建設業者災害補償特約

を主特約として、傷害医療費用補償特約、休業補償特約をセットすることができます。

(2) 傷害補償に関する特約と補償内容

【傷害補償に関する特約に共通する事項】

日本国内において補償対象者(役員、個人事業主本人、従業員または下請負人のうち保険証券記載の者をいいます)が業務に従事している間に傷害等^{※1}を被った場合に、記名被保険者が法定外補償規定^{※2}に基づき補償対象者またはその遺族(以下「補償対象者等」といいます)に補償金や補償金以外の費用を支払うことによって被る損害に対して、保険金^{※3}を記名被保険者にお支払いします。

※1 傷害等とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます)によってその身体に被った傷害(身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含み、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます)をいいます。
- 症状 業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則別表第1の2 二から十一までのうち、次の要件をすべて満たすものをいいます。

①偶然かつ外来によるもの ②労働環境に起因するもの ③その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

ただし、補償対象者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質もしくは状態に関連して有害作用が蓄積し発生したことが明白なもの

(振動症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症またはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に掲げる疾病またはその他これらに類する症状をいいます)、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの(ストレス性胃炎等を含みます)、またはかぜ症候群を含みません。

- ※2 法定外補償規定とは補償対象者に対して、労災保険法等の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。
 ※3 法定外補償規定に定める金額または各保険金額(ご契約金額)のいずれか低い額がお支払いの限度額となります。

(注1)なお、傷害等を被った日とは、傷害については、傷害の原因となった事故発生の日をいい、症状については、医師の診断による発症日をいいます。
 (注2)補償対象者が傷害等を被った日が保険期間中であった場合に限り、保険金をお支払いします。
 (注3)当社が記名被保険者に保険金を支払った場合には、記名被保険者は、受領した保険金の全額を補償対象者等に支払わなければなりません。記名被保険者がこれに違反した場合には、記名被保険者は、既に受領した保険金のうち補償対象者等に支払わなかった部分を当社に返還しなければなりません。

		保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合	
5	建設業者災害補償特約	死亡補償保険金	補償対象者が傷害等を被り、その直接の結果として、傷害等を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額を限度とします。ただし、既にお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額を限度とします。	(1)建設業者災害補償特約、傷害医療費用補償特約および休業補償特約に共通 【次のいずれかに該当する事由によって生じた損害】 <ul style="list-style-type: none"> ●補償対象者等の故意または重大な過失 ●保険契約者または記名被保険者の故意または重大な過失 ●補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●補償対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故等。ただし、保険金をお支払いできないのはその補償対象者の被った傷害等によって生じた損害に限ります。 ①法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます)を持たないで自動車等を運転している間 ②道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ●補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失(【傷害補償に関する特約に共通する事項】の①の(2)の症状によらないものをいいます) ●補償対象者の妊娠、出産、早産または流産[*] ●補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害等が、当社が保険金を支払うべき傷害等の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。[*] ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動[*] ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波^{*1} ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらに特性による事故等^{*2} ●上記[*]1の事由に随伴して生じた事故等またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故等 ●上記[*]2以外の放射線照射または放射能汚染
		後遺障害補償保険金	補償対象者が傷害等を被り、その直接の結果として、傷害等を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害補償保険金等級表に掲げる後遺障害が生じた場合	次の算式によって算出した額をお支払いします。ただし、1回の事故等に基づく傷害等について、1回の傷害等を被った日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、お支払いできません。	
		入院補償保険金	補償対象者が傷害等を被り、その直接の結果として、入院 [*] した場合 <small>※入院とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下同様とします。</small>	次の算式によって算出した額をお支払いします。ただし、1回の手術に限り、1回の手術に限り、1回の手術等に基づく傷害等に対して下記の①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。 ①入院中(傷害等を被り、その直接の結果として入院している間をいいます)に受けた手術の場合	
		手術補償保険金	補償対象者が傷害等を被った日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、傷害等の治療を直接の目的として手術を受けた場合	次の算式によって算出した額をお支払いします。ただし、1回の手術に限り、1回の手術に限り、1回の手術等に基づく傷害等に対して下記の①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。 ①入院中(傷害等を被り、その直接の結果として入院している間をいいます)に受けた手術の場合	
		通院補償保険金	補償対象者が傷害等を被り、その直接の結果として、通院 [*] した場合 <small>※通院とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により医師の治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害等を被った特定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について、通院をしたものとみなします。以下同様とします。</small>	次の算式によって算出した額をお支払いします。ただし、いかなる場合においても、傷害等を被った日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。	
6	事業主費用補償特約	日本国内において補償対象者が次のいずれかに該当する場合には、記名被保険者が臨時に事業主費用 [*] を負担することによって被る損害に対して、記名被保険者に事業主費用補償金をお支払いします。 (1)補償対象者が記名被保険者の役員、個人事業主本人または従業員(家族従事者を含みます)である場合は、次のいずれかに該当したとき。 ①業務に従事している間に傷害等を被り、その直接の結果として、傷害等を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②業務に従事している間に傷害等を被り、その直接の結果として、傷害等を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害補償保険金等級表に掲げる後遺障害が生じた場合 ③上記①以外の事由により死亡した場合 (2)補償対象者が記名被保険者の下請負人である場合は、次のいずれかに該当したとき。 ①記名被保険者から請け負った業務に従事している間に傷害等を被り、その直接の結果として、傷害等を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合		②記名被保険者から請け負った業務に従事している間に傷害等を被り、その直接の結果として、傷害等を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害補償保険金等級表に掲げる後遺障害が生じた場合 <small>※災害補償条項に規定する補償金以外の費用で、当社の承認を得て支出した必要かつ有益な次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、死亡または後遺障害の原因が傷害等の場合は、傷害等を被った日からその日を含めて180日以内に要した費用、また、死亡の原因が傷害等以外の場合は、死亡の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り、その費用は、 ・葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用 ・通院地で事故等が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救護者費用 ・事故現場の清掃費用等の清掃費用 ・補償対象者の代替のための求人、採用等に関する費用 ・上記のほか、前記(1)または(2)に掲げる死亡または後遺障害に直接起因して負担した費用</small>	
		入院一時金補償特約	日本国内において補償対象者が業務に従事している間に傷害等を被り、次に掲げる条件をすべて満たす場合には、記名被保険者が法定外補償規定に基づき補償対象者に補償金を支払うことによって被る損害に対して、入院一時金補償保険金を記名被保険者にお支払いします。	災害補償条項の入院補償保険金が支払われること。 <small>補償対象者が実際に入院した日数が免責期間(1日)を超えていること。</small>	
7	傷害医療費用補償特約	日本国内において補償対象者が業務に従事している間に傷害等を被り、その直接の結果として公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用し、治療を受けた場合に、記名被保険者がその治療に関し、法定外補償規定に基づき補償対象者に補償金として次のいずれかに該当する費用を当社に同意を得て支払うことによって被る損害に対して、記名被保険者に傷害医療費用補償金をお支払いします。ただし、傷害等を被った日からその日を含めて365日を経過した後の費用による損害に対しては、保険金をお支払いできません。 <small>補償対象者の治療のために病院または診療所(以下「病院等」といいます)に支払った次のいずれかに該当する費用 ①公的医療保険制度における一部負担金 ②差額ベッド代 ③入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養に要する費用または生活療養のうち食事の提供に要する費用</small>		④その他病院等に支払った費用 <small>補償対象者が入院、転院または退院するために、その補償対象者について必要な移送費および交通費(合理的な方法または経路による移送費および交通費に限ります) ⑤医師の指示により行った治療に関する費用、医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具に関する費用またはその他医師が必要と認めた費用</small>	
		休業補償特約	日本国内において補償対象者が業務に従事している間に傷害等を被り、その直接の結果として傷害等を被った日からその日を含めて180日以内に就業不能 [*] となった場合に、記名被保険者が、その就業不能に関して法定外補償規定に基づき補償対象者に対して補償金を支払うことによって被る損害に対して、休業補償保険金を記名被保険者にお支払いします。 <small>※就業不能とは、補償対象者が傷害等を被り、その治療のために入院していることまたは治療を受けていることにより就いていた業務または職務を果たす能力を全く失っている状態をいいます。ただし、次のいずれかに該当する場合は含みません。</small>	①補償対象者が傷害等を被った時に就いていた業務または職務の一部に従事した場合 ②補償対象者がその教育、訓練または経験により習得した能力に相当する上記①と異なる業務または職務に従事した場合 ③医師(補償対象者が医師である場合は、補償対象者以外の医師をいいます)の診断により補償対象者の就業不能の原因となった傷害等が治癒したことが確認できた場合 ④補償対象者が死亡した場合	
8	天災危険補償特約	建設業者災害補償特約、傷害医療費用補償特約および休業補償特約でそれぞれ保険金をお支払いできない次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害等または身体障害に起因する費用に対しても、保険金をお支払いする特約です。	地震もしくは噴火またはこれらによる津波 <small>上記の事由に随伴して生じた事故等またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故等</small>		
		特約の主な内容			
		(注)天災危険補償特約をセットする場合は、建設業者災害補償特約、傷害医療費用補償特約および休業補償特約のすべてにセットしてお引受けします。			

補償内容の詳細

物損害リスクに備えて

(3) 物損害補償に関する特約と補償内容

物損害補償に関する特約には、引受けを行う保険の対象により、メンテナンス期間に関する特約、工事用仮設備・工事用機械

工事物損害補償特約と財産補償特約の2つの主な特約があります。工事物損害補償特約を主な特約とする場合は、湧水の止水・排水費用補償特約、器具補償特約をセットすることができます。

保険金をお支払いする主な場合	
<p>(1) 日本国内において不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、保険金(損害保険金、臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金をいいます)をお支払いします。</p> <p>(2) 上記(1)の事故によって保険の対象が損害を受けた結果、保険の対象の引渡しに請負契約書に記載された引渡日より遅延したことにより発注者に生じた代替建物の賃借費用に対して、代替建物賃借費用保険金をお支払いします。</p> <p>(注) 保険金をお支払いするのは、保険期間中において、対象工事ごとに、保険の対象が次のいずれかにある間に限ります。</p> <p>① 対象工事の工事現場</p> <p>② 工事現場から離れて設置される対象工事専用の工事用仮設備、資材置場または倉庫</p> <p>③ 上記①または②の場所への輸送の目的をもって陸上輸送用具へ積み込みを開始した時から、上記①または②の場所において陸上輸送用具から荷卸しを完了するまでの陸上輸送中(陸上輸送途上における積替えのための一時保管を含みます)</p> <p>【対象工事】</p> <p>・記名被保険者が保険期間中に日本国内で施工するすべての工事とします。ただし、1工事の請負契約金額が30億円を超える工事を除きます。</p>	<p>・記名被保険者が他の者と共同企業体(ジョイント・ベンチャー)を構成して行う工事を含みません。ただし、分担施工方式により記名被保険者が施工する工事(共同企業体を構成する他の者が行う工事を除きます)は含めるものとします。</p> <p>【保険の対象】</p> <p>① 対象工事の目的物</p> <p>② 上記①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物</p> <p>③ 上記①または②の工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備、保安設備その他の工事用仮設備(以下「工事用仮設備」といいます)</p> <p>④ 対象工事用の現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事用仮設備およびこれらに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限りません)</p> <p>⑤ 工事用材料および工事用仮設材</p> <p>(注) 上記③から⑤までに掲げる物は、対象工事用でない場合には、保険の対象に含まれません。</p> <p>【保険の対象に含まれない主なもの】</p> <p>・据付機械設備等の工事用仮設備(据付費および付帯設備工事費を含みます)および工事用機械器具・工具ならびにこれらの部品</p> <p>・航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車(自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます)その他の車両</p> <p>・設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物</p>
お支払いする保険金の種類・お支払いする保険金の額	
<p>【お支払いする保険金の種類】</p> <p>(1) 前記保険金をお支払いする主な場合(1)でお支払いする保険金</p> <p>① 損害保険金</p> <p>② 臨時費用保険金</p> <p>③ 残存物取片づけ費用保険金</p> <p>※1 復旧費とは、損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用および修理に必要な点検または検査の費用をいいます。この復旧費は、請負金額を構成する費目ごとの積算単価および数量によって算出した額を基礎として定めます。ただし、工事用仮設材、工事用仮設備、工事用仮設備物およびこれらに収容されている什器・備品については、これらの物の損害が生じた地および時における価額によって定めます。</p> <p>※2 損害の生じた保険の対象に残存物がある場合は、損害が生じた地および時におけるその残存物の価額を損害の額から差し引いた残額をもって損害の額とします。</p>	<p>※3 次に掲げる費用は復旧費に含まないものとします。</p> <p>① 仮修理費。ただし、本修理の一部をなすと認められる費用については、復旧費に含めます。</p> <p>② 排水・排水費用。ただし、復旧費の一部をなすと認められる費用については、復旧費に含めます。</p> <p>③ 工事内容の変更または改良による増加費用</p> <p>④ 保険の対象の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用</p> <p>※4 前記保険金をお支払いする主な場合(1)の損害が発生した保険の対象を復旧するため、保険の対象以外の物の取壊しを必要とする場合は、それを取壊し直前の状態に復旧するために要した費用を復旧費に算入します。(保険の対象以外の物の原状復旧費用補償)</p> <p>※5 前記保険金をお支払いする主な場合(1)の損害が発生した保険の対象の復旧に必要な次のいずれかに該当する費用を復旧費用に算入します。(特別費用補償)</p> <p>① 残業・休日勤務および夜間勤務による割増賃金</p> <p>② 急行貨物割増運賃(ただし、国際間における航空輸送または航空貨物の貸切輸送により要した割増運賃を除きます)</p> <p>(注) 高潮、洪水、内水氾濫もしくは豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れまたは雪災によって保険の対象について生じた損害については、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用は保険金をお支払いできません。</p> <p>(2) 代替建物賃借費用保険金</p> <p>前記保険金をお支払いする主な場合(2)の代替建物の賃借費用</p>

9 工事物損害補償特約

お支払いする保険金の種類・お支払いする保険金の額																		
<p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>(1) 前記保険金をお支払いする主な場合(1)でお支払いする保険金</p> <p>① 損害保険金</p> <p>1回の事故につき、次の額を限度として、復旧費から保険証券記載の免責金額(自己負担額)を差し引いた残額とします。ただし、保険期間中につき、保険証券記載の保険金額が限度となります。</p> <p>・土木工事以外の工事の場合 対象工事毎の請負金額</p> <p>・土木工事の場合 対象工事毎の請負金額または1,000万円のいずれか低い額</p> <p>(注) 免責金額(自己負担額)は、工事の種類および事故内容により下表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の種類</th> <th>事故内容</th> <th>免責金額(自己負担額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建設工事・組立工事(内外装・設備工事を含みます)</td> <td>① 火災・落雷・破裂・爆発事故</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>② 盗難事故</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>③ その他の損害</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土木工事※6</td> <td>① 火災・落雷・破裂・爆発事故</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>② 盗難事故</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>③ その他の損害</td> <td>300万円 ア. 河川トンネル・港湾・海岸・ダム・土地造成工事※7 イ. その他の土木工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6 請負契約金額のうち、土木工事の占める割合が50%以上の工事を土木工事とします。</p> <p>※7 請負契約金額のうち、河川トンネル・港湾・海岸・ダム・土地造成工事の占める割合が最も大きい工事を河川トンネル・港湾・海岸・ダム・土地造成工事とします。</p>	工事の種類	事故内容	免責金額(自己負担額)	建設工事・組立工事(内外装・設備工事を含みます)	① 火災・落雷・破裂・爆発事故	0円	② 盗難事故	10万円	③ その他の損害	10万円	土木工事※6	① 火災・落雷・破裂・爆発事故	0円	② 盗難事故	10万円	③ その他の損害	300万円 ア. 河川トンネル・港湾・海岸・ダム・土地造成工事※7 イ. その他の土木工事	<p>② 臨時費用保険金</p> <p>左記①の損害保険金の20%に相当する額とします。ただし、1回の事故につき、500万円を限度とします。なお、臨時費用保険金と他の保険金との合計額が請負金額を超える場合でも、臨時費用保険金をお支払いします。</p> <p>③ 残存物取片づけ費用保険金</p> <p>実費とします。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度とします。</p> <p>なお、残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が請負金額を超える場合でも、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。</p> <p>(2) 代替建物賃借費用保険金</p> <p>実費とします。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。</p> <p>なお、代替建物賃借費用保険金と他の保険金との合計額が請負金額を超える場合でも、代替建物賃借費用保険金をお支払いします。</p> <p>(注) 前記保険金をお支払いする主な場合(1)の損害に関し、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約(以下「普通保険約款等」といいます)により、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害(以下「賠償損害」といいます)に対して保険金が支払われる場合は、損害の額が、1回の事故により、普通保険約款等により支払われるべき損害の額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ損害保険金をお支払いします。また、この特約の免責金額(自己負担額)が、賠償損害に対して保険金が支払われる場合に適用される免責金額(以下「賠償損害免責金額」といいます)より大きい場合は、超過額から免責金額(自己負担額)と賠償損害免責金額との差額を差し引いて保険金をお支払いします。</p>
工事の種類	事故内容	免責金額(自己負担額)																
建設工事・組立工事(内外装・設備工事を含みます)	① 火災・落雷・破裂・爆発事故	0円																
	② 盗難事故	10万円																
	③ その他の損害	10万円																
土木工事※6	① 火災・落雷・破裂・爆発事故	0円																
	② 盗難事故	10万円																
	③ その他の損害	300万円 ア. 河川トンネル・港湾・海岸・ダム・土地造成工事※7 イ. その他の土木工事																
保険金をお支払いする主な場合																		
<p>保険の対象の基礎工事または掘削工事に起因して湧水が発生した場合は、湧水の止水または排水のために支出した費用に対して、損害保険金をお支払いします。</p> <p>(注) 土木工事は対象となりませんのでご注意ください。</p>	<p>お支払いする保険金の額</p> <p>復旧費から免責金額(自己負担額)10万円を差し引いた残額とします。</p> <p>(注) 工事物損害補償特約で支払われる損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、保険の対象以外の物の原状復旧費用および特別費用に対しては、保険金をお支払いできません。</p>																	

10 湧水の止水・排水費用補償特約

補償内容の詳細

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
11 メンテナンス 期間に 関する特約	<p>対象工事のメンテナンス期間中に、次のいずれかに該当する不測かつ突発的な事故によって引渡しの完了した保険の対象について生じた損害に対して、保険金(損害保険金、臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金をいいます)をお支払いします。</p> <p>・被保険者(「発注者」を除きます。以下この特約において同様とします)が対象工事の請負契約書に従って行う修補作業(以下「修補作業」といいます)中に発生した、修補作業の拙劣または過失による事故</p> <p>・引渡しの完了した保険の対象についてその引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥による事故(注1)保険責任の始期は、それぞれの工事の目的物の引渡しの時(工事の目的物の引渡しを要しない場合には、その工事が完成した時とします。以下同様とします)とします。ただし、保険期間の開始前にそれぞれの工事の対象物の引渡し完了している場合には、保険期間の開始時を保険責任の始期とします。</p> <p>(注2) 保険責任の終期は、保険期間の終了時とします。ただし、保険期間の開始前に工事の目的物の引渡し完了している場合には、工事の目的物の引渡しの時から12か月を経過した日の午後4時とします。</p>	<p>①損害保険金 復旧費から免責金額(自己負担額)50万円を差し引いた残額とします。ただし、1回の事故につき、対象工事毎の請負金額または500万円のいずれか低い額を限度とします。</p> <p>②臨時費用保険金 上記①の損害保険金の20%に相当する額とします。ただし、1回の事故につき、500万円を限度とします。なお、臨時費用保険金と他の保険金との合計額が請負金額を超える場合でも、臨時費用保険金をお支払いします。</p> <p>③残存物取片づけ費用保険金 実費とします。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度とします。</p> <p>なお、残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が請負金額を超える場合でも、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。</p> <p>(注)復旧費の算定方法等は、工事物損害補償特約と同様です。</p>
12 工事前 仮設備・ 工事前 機械器具 補償特約	<p>日本国内において不測かつ突発的な事故によって、次のいずれかに該当する物が、対象工事の工事現場内にある限り、工事物損害補償特約の保険の対象に含め、その保険の対象に生じた損害に対して、保険金(損害保険金、臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金をいいます)をお支払いします。</p> <p>・記名被保険者および記名被保険者のすべての下請負人が所有する据付機械設備等の工事前仮設備(据付費および付帯設備工事費を含みます。以下「工事前仮設備」といいます)</p> <p>・工事前機械器具(建設機械、測量機器等の非据付型機械設備をいい、金槌、のこぎり、金型、その他工具類は含まれません)</p> <p>・工事前仮設備および工事前機械器具の部品</p> <p>・建設用工作車(道路運送車両法に規定する登録、車両番号の指定または市町村長(東京都特別区の場合は都知事とします)が交付する標識(臨時運行許可証および臨時運転番号票を除きます)を受けている場合を除きます)</p>	<p>①損害保険金 1回の事故につき、損害の額から免責金額(自己負担額)50万円を差し引いた残額とします。ただし、500万円を限度とします。</p> <p>②臨時費用保険金 上記①の損害保険金の20%に相当する額とします。</p> <p>③残存物取片づけ費用保険金 実費とします。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度とします。</p> <p>(注1) 臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が500万円を超える場合は、500万円を限度として、保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) この特約に基づきお支払いする保険金は、保険期間中につき、500万円を限度とします。</p>
	保険金をお支払いできない主な場合(特約固有)	
	<p>【工事物損害補償特約、湧水の止水・排水費用補償特約、メンテナンス期間に関する特約、工事前仮設備・工事前機械器具補償特約に共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ● 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。 ● 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害。ただし、保険の対象または保険の対象を収容する建物が台風、旋風、暴風、暴風雨、突風その他の風災、雹災、寒気、霜、氷、雪、高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れまたは崖崩れによって直接破損したために工事物損害補償特約【保険金をお支払いする主な場合】(1)に規定する事故が生じた場合を除きます。 ● 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ● 官公庁による差押え、没収または破壊によって生じた損害。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ● 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故*によって生じた損害 ● 上記*以外の放射線照射または放射能汚染によって生じた損害 	<ul style="list-style-type: none"> ● 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難による損害 ● 残材調査の際に見えられた紛失または不足による損害 ● 保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化による損害 ● 工事前仮設備材として使用される矢板、くい、H型鋼、鋼管、ケーシングその他これらに類する物の打込みまたは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害 ● 寒気、霜、氷または雪(以下「雪災」といいます)に起因して保険の対象について生じた次のいずれかに該当する損害 <ul style="list-style-type: none"> ① 温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害 ② コンクリート部分のひび割れまたは強度不足の損害 ● 荷造りの欠陥に起因して陸上輸送中の保険の対象に生じた損害 ● 陸上輸送中の保険の対象が通常の輸送過程を逸脱した間に生じた損害 ● 被保険者が保険の対象の工事に関する契約につき、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害 ● この保険契約の申込日以前(申込日を含みます)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故(その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた事故を含みます)により保険の対象に生じた損害。ただし、継続契約についてはこの規定を適用しません。 ● 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用 ● 湧水(土砂水を含みます)の止水または排水費用 ● 除雪費用。ただし、復旧費の一部をなすと認められる費用を除きます。

【住宅金融支援機構等の公的機関から融資を受けている場合】

住宅金融支援機構等特約火災保険契約にて保険金が支払われる場合は、その額を差し引いた残額を保険金としてお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合(特約固有)

【工事物損害補償特約のうち、対象工事が土木工事の場合】

- 保険の対象の設計の欠陥によって生じた損害
- 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
- 掘削工事に伴う余堀りまたは肌落ちの損害
- 浚渫部分に生じた埋没または隆起の損害
- 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものの洗堀、沈下または移動によって生じた損害
- 調整池、沈砂池、排水溝、排水路、暗渠、埋設管その他これらに類する物(以下「調整池等」といいます)に流入した土砂、水、岩石、草木その他これらに類する物を除去する費用。ただし、調整池等に損壊が生じた場合を除きます。
- 矢板、くい、H型鋼、地中壁その他これらに類する物(以下「矢板等」といいます)の継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用、清掃費用またはこれららのものを流入を防止するために要する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により矢板等に損害が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合を除きます。
- 基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足に起因して沈下した保険の対象の位置の矯正に要する費用
- コンクリート部分のひび割れの損害。ただし、不測かつ突発的な外来の作用により生じたひび割れを除きます。
- 土捨場または土取場における土砂崩壊によって生じた損害。ただし、土捨場または土取場における本工事(完成後引渡しを要する工事の目的物をいいます)について生じた土砂崩壊を除きます。
- 切土・盛土法面、整地面または自然面の肌落ちまたは浸食の損害
- 芝、樹木その他の植物について生じた損害
- 工事現場に設置された排水設備(排水ポンプ、モーター、排水ポンプからの配線等の排水設備をいいます)の故障によって生じた損害
- 舗装工事またはこれに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類似の損害
- シールド工事、推進工事またはこれらに類する工事における次のいずれかに該当する損害または費用
 - ① シールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向または位置の矯正に要する費用
 - ② シールド機械または推進管の推進不能の損害
 - ③ 推進中の推進管の刃口について生じた損害
- 河川工事、橋梁工事、ダム工事またはこれらに類する工事における次のいずれかに該当する損害
 - ① 河川の増水によって堤外地内の工事前材料または工事前仮設材について生じた損害
 - ② 仮締切の越流による損害
 - 港湾工事、海岸工事またはこれらに類する工事における次のいずれかに該当する損害または費用
 - ① 海水のたまりを除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象に損害が生じた場合を除きます。
 - ② タグポート、クレーン船、フローティングクレーン等の船舶により輸送中または曳航中(輸送または曳航のためにクレーン等の荷役機械によって保険の対象が吊上げを開始した時から保険の対象の最終据付現場への荷卸しが完了するまでの間をいいます)の保険の対象に生じた損害
 - ③ 浮標、海水汚濁防止膜(シルトプロテクター)、測量槽、測量台その他これらに類する物に生じた損害
- ケーソン工事またはこれに類する工事における次のいずれかに該当する損害または費用
 - ① ケーソンの沈没位置の矯正に要する費用
 - ② ケーソンのひずみの矯正に要する費用
 - ③ ケーソンの沈没不能の損害
 - ④ 沈没中のケーソンの刃口について生じた損害
- トンネル工事またはこれに類する工事における次のいずれかに該当する損害または費用
 - ① 支保工建込み後に土圧によって支保工、掛矢板その他これらに類する物に生じた損害。ただし、不測かつ突発的な事故により生じた損害を除きます。
 - ② 切羽(トンネル掘削面およびその周辺の支保工建込みが完了していない部分をいいます)から流入した土砂、土砂水の排土・排水費用または清掃費用
- 地下連続壁工法、場所打ち杭工法その他安定液を使用する掘削工事における掘削壁の崩壊による損害
- 不発爆弾または機雷によって生じた損害

【工事前仮設備・工事前機械器具補償特約】

- 保険の対象に含まれるまたはその一部を構成する次のいずれかに該当するものに生じた損害。ただし、火災もしくは盗難に起因して生じた損害または保険の対象の本体と同時に生じた損害を除きます。
 - ① 履帯、無限軌道、キャタピラ、タイヤ排土板(カッティングエッジおよびエンドビットを含みます)、スクリューファイヤ(シャックおよびディッパーを含みます)、バケット(ディッパーを含みます)、ローラーその他作業時において常時地面等に接すべき部品
 - ② フォーク、すき、刃、つめ、ブレードまたはライナ
 - ③ ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、スチームハンマ、エアハンマ、パイプハンマ、パイルドライバ、ドリルのビット、ケーシングチューブ、ベルト、レールまたはスクリーン
 - ④ 材質が陶磁器、ガラス、コンクリート、れんが、ゴム、カーボン、木または合成樹脂であるもの
 - ⑤ 電球、ブラウン管、真空管その他これらに類似の管球類
 - ⑥ ワイヤ、ロープ、ノズル、タイヤ(チューブを含みます)、ベルト、ワイヤロープ、チェーンおよびその他の消耗品
 - ⑦ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒等
 - 汚損、かき傷、すり傷、塗料のはがれその他単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障を来たさない損害
 - 電気的事故または機械的事故に起因して生じた損害。ただし、これらの事故によって火災、破裂もしくは爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
 - 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害を除きます。
 - 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
 - 次のいずれかに該当する間に生じた損害
 - ① 法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます)を持たないで自動車が運転されている間
 - ② 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車が運転されている間
 - ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車が運転されている間
- 【メンテナンス期間に関する特約】**
- 被保険者が、法律上または工事の請負契約上発注者に対し、自己の費用で復旧すべき責任を負わない損害
 - 保険の対象の設計、材質または製作の欠陥によって生じた損害
 - 保険契約者、被保険者もしくは工事現場責任者が事故発生前に既に知り、または重大な過失により知らなかった保険の対象の施工の欠陥に起因する事故によって生じた損害
 - 日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールが進行した結果その部分に生じた損害
 - 腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションの損害またはこれらによってその部分に生じた損害
 - 保険の対象の沈下によって生じた損害
 - 引渡しの完了した保険の対象についてその引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥による事故によって保険金を支払うべき損害が生じた場合、その損害が生じた対象工事の目的物およびその目的物と同種、同仕様の他の対象工事の目的物について、その損害の発生日以降、同一の欠陥に起因する事故によって生じた損害

など

補償内容の詳細

財産
補償特約

保険金をお支払いする主な場合

- (1) 日本国内において不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、保険金(損害保険金、臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金をいいます)をお支払いします。
- (2) 設備・什器・備品等(設備、装置、機械、器具、什器、備品、工事用仮設物または工事用仮設材をいいます。以下同様とします)が保険の対象である場合において、被保険者が所有または使用する建物内における業務用の通貨、預貯金証書(預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。以下同様とします)、切手、印紙または小切手(受取小切手のみとし、支払小切手および白地小切手は除きます。以下同様とします)の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、損害保険金をお支払いします。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の①および②の事実があったことを、小切手の盗難による損害については、次の③および④の事実があったことを条件とします。
- ① 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと
 - ② 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと
 - ③ 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに盗難にあった小切手(以下「事故小切手」といいます)の振出人に対して事故発生時の通知をし、かつ、事故小切手の支払の停止を依頼すること
 - ④ 事故小切手の取得につき善意であり、かつ、重大な過失のない所持人が現れたこと
- (3) 火災、落雷、破裂または爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下同様とします)の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用(居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます)が発生した場合は、その費用のうち当社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用(以下「修理付帯費用」といいます)に対して、修理付帯費用保険金をお支払いします。
- ・損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。以下同様とします)
 - ・保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超える期間)を超えないものとします。以下「復旧期間」といいます)を超える期間に対応する費用を除きます。
 - ・損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
 - ・損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
 - ・損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用(敷金その他賃借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下同様とします)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。

- ・損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
- ・損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

【保険の対象の範囲】

被保険者の所有または使用する施設内に所在する次に掲げる物に限ります。ただし、次の①については保険証券の物損害欄の設備・什器・備品一式欄に保険金額(この保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額)であって、保険証券記載の保険金額をいいます。以下同様とします)の記載がある場合、また次の②については保険証券の物損害欄の資材一式欄に保険金額の記載がある場合に限り適用します。

- ① 被保険者が所有する設備・什器・備品等。ただし、これらのうち現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事用仮設建物に収容されているものを除きます。
- ② 被保険者が所有または工事に使用するために管理する資材(工事用の材料をいいます)。ただし、資材が次のいずれかに該当する場合は除きます。
 - A. 対象工事の工事現場(被保険者が工事を行う場所であって、かつ、不特定多数の者または船舶の出入りが禁止されている場所をいいます。以下同様とします)にある間
 - イ. 工事現場から離れて設置される対象工事専用の工事用仮設建物、資材置場または倉庫にある間
 - ウ. 上記アまたはイの場所への輸送の目的をもって陸上輸送用具へ積込みを開始した時から、上記アまたはイの場所において陸上輸送用具から荷卸しを完了するまでの陸上輸送中(陸上輸送途中における積替えのための一時保管を含みます)

【保険の対象に含まれない主なもの】

- ・据付機械設備等の工事用仮設備(据付費および付帯設備工事費を含みます)、工事用機械器具、工具およびこれらの部品
 - ・昇降機、空気調和設備、電気設備等の建物付帯設備および立体駐車場、ネオンサイン等の屋外設備
 - ・航空機、船舶(ヨット、モーターボートおよび水上オートバイならびにボートを含みます)または水上運搬用具、機関車、自動車(自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます)、雪上オートバイ、ゴーカートその他の車両およびこれらの付属品ならびに燃料
 - ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ラジコンコントロール模型およびこれらの付属品
 - ・携帯電話・PHS等の携帯型通信機器およびノート型パソコン等の携帯型電子事務機器ならびにこれらの付属品
 - ・義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
 - ・動物および植物
 - ・現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券およびこれらの定期券、宿泊券・観光券および旅行券をいいます)
 - ・預貯金証書、クレジットカードその他これらに類するもの
 - ・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、帳票その他これらに類するもの
 - ・貴金属、宝石、書画、骨董品、彫刻、美術品その他これらに類するもの
- (注) 設備・什器・備品等が保険の対象である場合において、業務用の通貨、預貯金証書、切手、印紙または小切手は、盗難による損害に限り、補償の対象となります。

お支払いする保険金の種類・お支払いする保険金の額

【お支払いする保険金の種類】

- (1) 左記(1)でお支払いする保険金
 - ① 損害保険金
左記(1)の損害
 - ② 臨時費用保険金
左記(1)の事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用
 - ③ 残存物取片づけ費用保険金
左記(1)の事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます)
- (2) 損害保険金
左記(2)の損害
- (3) 修理付帯費用保険金
左記(3)の修理付帯費用

【お支払いする保険金の額】

- (1) 左記(1)でお支払いする保険金
 - ① 損害保険金
保険金額を限度とします。ただし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とし、1回の事故につき、免責金額(自己負担額)1万円を差し引いた残額となります。
 - (注1) 保険価額とは、その損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
 - (注2) 保険の対象の損傷を修理できる場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をもって、その損害の額とします。
 - (注3) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した費用は、損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。
 - ② 臨時費用保険金
上記①の損害保険金の30%に相当する額とします。ただし、1回の事故につき、300万円を限度とします。
 - ③ 残存物取片づけ費用保険金
実費とします。ただし、上記①の損害保険金の10%に相当する額を限度とします。
- 残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。
- (2) 損害保険金
左記(2)の損害の額から免責金額(自己負担額)1万円を差し引いた残額とします。ただし、1回の事故につき、保険金額の10%に相当する額を限度とします。
 - (3) 修理付帯費用保険金
実費とします。ただし、1回の事故につき、保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします)の30%に相当する額または1,000万円のいずれか低い額が限度となります。
- 修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、修理付帯費用保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合(特約固有)

【財産補償特約】

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
 - 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
 - 保険の対象の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐蝕によって生じた損害
 - 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害を除きます。
 - 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性、その他有害な特性によって生じた損害もしくはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害*
 - 上記*以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
 - 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 - 被保険者でない者が保険金の全部または一部の受取人である場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
 - 保険の対象に加工(修理を除きます。以下同様とします)を施した場合、その加工着手後に生じた損害
 - 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
 - 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災(焦損を除きます)、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
 - 詐欺または横領によって生じた損害
 - 紛失または置き忘れによって生じた損害
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。この場合の損害には、これらの事由によって発生した【保険金をお支払いする主な場合】(1)の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でもその事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
 - 次のいずれかに該当する者が自ら行い、または加担した窃盗、強盗、詐欺、横領、背任、恐喝その他の不誠実行為によって生じた損害
 - ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の役員、従業員、特別雇員もしくは同居の親族
 - ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の役員、従業員、特別雇員もしくは同居の親族
 - ③ 保険の対象の使用または管理を委託された者の役員、従業員もしくは特別雇員
 - 次のいずれかに該当する損害
 - ① 保険の対象が、万引きその他保管場所に不法に侵入しなかった者により盗取されたことによる損害。ただし、その者が暴行または脅迫した場合を除きます。
 - ② 検品または棚卸しの際に発見された数量の不足による損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害(上記①の場合を除きます)を除きます。
 - ③ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
- 真空管、電球その他これらに類似の管球類に単独に生じた損害 など